

配食サービス

心身機能の低下により、食事の支度が困難な高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否確認を行います。

- 対象となる方 市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当し、かつ日常的に食事の用意が困難な方
 - ①一人暮らし
 - ②高齢者のみの世帯
 - ③家族のいる方で、長時間（おおむね8時間以上）日中一人暮らしと同様の状態となる方
- サービス内容 昼食か夕食のいずれかを1日1回自宅へ配食し、利用者の安否を確認します。
利用回数：1週間に最大5回まで（利用者の状況等により回数を決定）
- 費用 1食350円

高齢者居室等整備資金融資制度

高齢者の専用居室等を増築、または改築するために必要な資金を融資する制度です。

- 対象となる方 市内に引き続き2年以上住所を有する方で、満60歳以上の親族と同居している方、または同居しようとする方
- 対象経費 高齢者の居室、浴室、便所等の増築または改築工事
- サービス内容 融資限度額：最高200万円で償還方法：元金均等月賦償還（償還期限：10年以内）
利 子：無利子（市で負担）
保 証 人：市内に2年以上住所を有する方等、要件を満たした2人以上の保証人が必要
- 必要書類 高齢者居室等整備計画書、工事見積書、土地および家屋の登記簿謄本（自己の所有でないときは、所有者の承諾書）、戸籍謄本および住民票の写し、市税納税証明書、連帯保証人の住民票の写し等

日常生活用具給付等サービス

一人暮らしや寝たきりの高齢者に対し、火災警報機等の日常生活用具を給付または貸与することによって福祉の増進を図ることを目的としています。

- 対象となる方 市内に住所を有するおおむね65歳以上の単身高齢者等
- 対象品目 火災警報機、電磁調理器等の給付、老人電話の貸与
- 費用 所得税課税状況により無料から全額負担の7階層に分かれています。

生きがい活動通所支援サービス

家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等に対し、通所によって、その希望および身体状況に応じた日常動作訓練、趣味活動などのきめ細やかなサービスを提供します。

- 対象となる方 市内に住所を有する60歳以上の一人暮らし等で、家に閉じこもりがちな方
- サービス内容 日常動作訓練、趣味活動等で1日を過ごします（送迎有り）。
- 費用 無料（昼食代は自己負担）
- 場 所 老人福祉センターすえひろ荘（八條665 ☎936-9181）

徘徊高齢者家族支援サービス

発信装置による位置探知システム（PHS）等を活用して、徘徊高齢者を早期に発見し、家族の負担軽減を図ります。

- 対象となる方 徘徊の見られる認知症高齢者を介護する同居家族
- 補助金 一人当たりの補助額は予算の範囲内（機器購入は利用者負担）。

これらの在宅福祉生活支援サービスは、在宅者へのサービスです。利用者が病院や介護保険施設などに入院・入所された場合は、必ず高齢いきがい課にご連絡ください。

それぞれの支援サービスは、高齢いきがい課☎(☎447)のほか次の地域包括支援センターでも申し込みができます。

☆地域包括支援センター

- ・やしお苑（南川崎210-1 ☎998-8895）
- ・埼玉回生病院（大原455 ☎999-7717）
- ・やしお寿苑（八條294-4 ☎930-5123）
- ・ケアセンター八潮（緑町1-23-8 ☎994-5562）

ご利用ください！ 老人福祉センター （寿楽荘・すえひろ荘）

- 対 象 60歳以上の方
- 事 業 内 容 健康増進・教養向上・話し合いや仲間づくり
- 利 用 時 間 午前10時から午後4時まで
- 休 館 日 日・祝日・年末年始
- 申 し 込 み 利用したい日の10日前までに申し込み
- 問 い 合 わ せ 寿 楽 荘
（木曾根322 ☎995-2847）
すえひろ荘
（八條665 ☎936-9181）